

## 小山市公衆無線 LAN 利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、小山市（以下「本市」という。）が市施設を利用する市民及び来訪客が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るために整備した公衆無線 LAN によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (管理責任者の設置等)

第2条 無線 LAN の適正な管理を行うため、無線 LAN 管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、情報政策課長をもって充てる。

### (サービスの内容)

第3条 無線 LAN を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次条に規定する無線 LAN を利用することができる施設において当該無線 LAN を利用してインターネットへの接続及び本市が発信する市政情報等を閲覧することができる。

### (利用施設、利用場所、利用日時及び接続可能時間)

第4条 無線 LAN を利用することができる施設、場所及び日時は、別表のとおりとする。ただし、利用時間についてはイベント等の実施にあわせ各利用施設において変更できるものとする。

2 無線 LAN を利用したインターネットへの接続可能時間は、別表のとおりとする。ただし、災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、その他東日本電信電話株式会社（NTT東日本）が指定する場合は、この限りではない。

### (利用者の資格)

第5条 利用者は、本規則に同意した者に対して認めるものとする。

2 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、管理責任者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (無線 LAN の利用条件)

第6条 利用者は、無線 LAN の利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）」その他関係法律等を遵守しなければならない。

2 利用者は、無線 LAN の利用に際し次に掲げるものを準備するものとする

(1) 無線 LAN に接続できる Wi-Fi 機能及び Web ブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

3 無線 LAN を利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

4 無線 LAN へ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

5 無線 LAN の利用者は、他の来庁者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

6 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

### (利用手続き)

第7条 無線 LAN に接続後、Webブラウザに表示されるログイン画面及びユーザ登録画面に必要な事項を入力し、利用を行うものとする。

2 無線 LAN を利用するための本市への申請等は不要とする。

(利用の停止・取消)

第8条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第9条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると管理責任者が判断した場合

(禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは本市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは本市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは本市に不利益又は損害を与える行為及び与える恐れのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはその恐れのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて、又は無線 LAN に関連して使用し、又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
- (12) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反する恐れのある行為又は本市が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第10条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワーク障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他管理責任者が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線 LAN の利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第11条 管理責任者は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、本市は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線 LAN 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、本市は、一切責任を負わないものとする。

5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第12条 管理責任者は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

本規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本規約は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施設	場所	利用可能日時	接続可能時間
小山市役所本庁	1階～3階ロビー	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
文化センター	1階ロビー 2階ロビー	月～日 9:00～21:30 (年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
中央図書館	1階一般開架室	火～日 9:00～19:00 (小山市立図書館管理運営規則第4条に掲げる休館日を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
小山城南 市民交流センター	1階ラウンジ	月～日 8:30～21:30 (年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
間々田 市民交流センター	1階ロビー	月～日 8:30～21:30 (年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
桑 市民交流センター	1階ロビー	月～日 8:30～21:30 (年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
健康医療介護総合 支援センター	地域医療推進室	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
摩利支天塚・琵琶塚 古墳資料館	1階ロビー	火～日 9:00～16:30 (年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
県立県南体育館	1階大ホール	月～日 9:00～21:00 (毎月第1月曜、年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし
県立温水プール館	1階ロビー	月～日 9:00～21:00 (毎月第1月曜、年末年始を除く)	1回あたり最大60分、回数の制限なし

※電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。